

〈規定例〉

（不妊治療休暇・不育症治療休暇）

第〇条 不妊治療や不育症治療を受ける全従業員^{※1}は、1年間のうち不妊治療で5日、不育症治療で5日を限度に休暇を取得することができる。ただし、頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合はさらに不妊治療で5日、不育症治療で5日を限度に休暇を取得することができる。なお、この場合の1年間とは、毎年1月1日から12月31日まで^{※2}の期間とし、未取得の不妊治療や不育症治療の休暇は次年度に繰り越すことはできない。……………「①取得目的」「②対象者」「③日数」

2 不妊治療や不育症治療の休暇の単位は、1日又は1時間とする。取得の際は、連続取得及び分割取得のいずれも可とする。

3 1時間を単位とする不妊治療や不育症治療の休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続させるものとする。

4 休暇の取得にあたっては、別途指定する様式により事前に申請を行うものとする。なお、初回の申請に限り医師の診断書等をあわせて提出すること。……………「⑤申請方法」

5 不妊治療休暇及び不育症治療休暇は有給とする。……………「④取得の際の賃金の取扱い」

6 賞与の査定および年次有給休暇の付与要件の算定等に関して、不妊治療や不育症治療の休暇を利用したことによる不利益は生じない。…「⑥賃金等に関し不利となる取扱いをしない旨」

（不妊治療休業・不育症治療休業）

第〇条 不妊治療や不育症治療を受ける全従業員^{※1}は、休業開始日の属する事業年度（毎年1月1日から12月31日まで^{※2}）を含む引き続き5事業年度の期間において、不妊治療で通算1年間、不育症治療で通算1年間まで連続または5回を上限として分割して休業をすることができる。……………「①取得目的」「②対象者」「③日数」

2 不妊治療や不育症治療で休業をすることを希望する従業員^{※1}は、原則として休業を開始しようとする日の7日前^{※3}までに、医師の診断書等および不妊治療・不育症治療休業申出書を会社に提出することにより申し出るものとする。……………「⑤申請方法」

3 不妊治療や不育症治療における休業中の賃金は無給とする。……………「④取得の際の賃金の取扱い」

4 医師の見立てより早い妊娠、または治療の中止等の事由により、申し出た期間の終了前に不妊治療・不育症治療を要しなくなった時は、遅滞なく会社に連絡し、復帰日を定めるものとする。

5 賞与の査定および年次有給休暇の付与要件の算定等に関して、不妊治療や不育症治療で休業を利用したことによる不利益は生じない。…「⑥賃金等に関し不利となる取扱いをしない旨」

※1 社員、労働者等、自社の就業規則の呼称に合わせて適宜修正してください。

※2、※3 自社の実情に合わせて適宜修正してください。